

自治基本条例 他市町村条文比較表 (市民の権利と責務)

自治体名称	北海道二セコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	二セコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
市民参画	<p>参加の権利・市民の権利</p> <p>第4章 まちづくりへの参加の推進 (まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政参画する権利を有する。 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p>	<p>第3章 市民の参加</p> <p>第1節 市民参加の権利と責務 (まちづくりに参加する権利) 第12条 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。</p>	<p>第2章 市民及び市民自治 (地域における市民の権利、責務等) 第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。 2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。 3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。</p> <p>(市政における市民の権利、責務等) 第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによる不利益な扱いを受けない。 2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。 3 市民は、法令又は条例の定めるところによる。</p>
市民の責務	<p>(まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>(まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。 2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。</p>	<p>(まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを知り、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p>	
事業者の権利・責務		<p>(事業者の権利)</p> <p>第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(事業者の責務) 第7条 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。 2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。</p>		<p>(事業者等の権利、責務等) 第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p>
自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
市民参画	<p>参加の権利・市民の権利</p> <p>第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。 市政運営に関する情報を知る権利 市民参画をする権利 協働をする権利 3 市民は、市が提供するサービスを受用することができる。</p>	<p>第4章 参加と協働 (参加の権利) 第11条 市民等は、市政に参加する権利を有しています。</p> <p>(子どもの意見表明の機会の保障) 第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し及び協働する権利を有する。 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。</p>	<p>第3章 市民 第1節 市民の権利 (知る権利) 第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。</p> <p>(市民参加の権利) 第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。</p> <p>(行政サービスを受ける権利) 第8条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。</p>
市民の責務	<p>(市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めよう努めなければならない。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任をもたなければならない。 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。</p>	<p>第9章 責務 (市民等の責務) 第36条 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければならない。</p>	<p>(市民の責務) 第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。 2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。 3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>	<p>第2節 市民の責務 第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。 2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。 3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。 5 市民は、安城市民憲章を尊重します。</p>
事業者の権利・責務				